

(5) 腎臓機能障害者交通費給付事業	
【担当部署】 福祉課社会福祉係 【電話番号】 0167-44-2125	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 1階
【ホームページアドレス】 http://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00000336.html	
【補助金の内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・腎臓機能に障害を有し、人工透析療法を受けるために町外の医療機関に通院する方を対象に鉄道賃（普通旅客運賃及び普通急行料金）またはバス運賃相当額の1/2を支給する（10円未満切り捨て） ・特に介護を必要とし医師の証明があるときは、介護者にも相当額の1/2を支給する 	
【補助対象者】 次の①～③の全ての要件に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ①中富良野町に居住し、住民基本台帳に登録されている方 ②腎臓機能障害により、人工透析療法を受けており、身体障害者手帳の交付を受けている方 ③生活保護法による医療扶助の移送費等の給付を受けていない方 	
【補助金額】 実費負担額（鉄道賃またはバス運賃）相当額の1/2（10円未満切り捨て）	
【実施期間】 昭和55年度～	
【申請に必要なもの】 <ul style="list-style-type: none"> ○認定申請 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・印鑑 ・給付金の振込先がわかる預金通帳等 ○交付申請（認定申請後、年2回） <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・特定疾病療養受療証 ・印鑑 ・通院証明書 	
【交付までの流れ】 ① 認定請求⇒ ②認定審査⇒ ③交付申請⇒ ④交付決定⇒ ⑤指定口座へ振込（年2回） ※継続して交付を受けるためには、③の手続きが必要となる（年2回）	
【備考】	